

令和3年2月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和3年2月26日（金）13時28分～15時49分
2. 開催場所 日野町役場 202会議室
3. 出席委員 今宿綾子教育長、谷 信代教育長職務代理者
西村吉弘委員、吉澤正義委員、神川貴子委員
4. 出席事務局員 教 育 次 長：望主 昭久
学 校 教 育 課：参事 吉村 俊哲 参事 小椋 慶洋
生 涯 学 習 課：課長 吉澤 増穂 参事 加納 治夫
図 書 館：館長 長谷川 毅
子ども支援課：課長 宇田 達夫

今宿 教育長	日程1 開会 ただいまから、2月の日野町教育委員会定例会を開会させていただきます。 ~~~~~
	日程2 教育長あいさつ (教育長あいさつ) ~~~~~
今宿 教育長	日程3 前回議事録の報告 それでは、本日の定例会を議事日程に基づき進行をいたします。 まず、日程3の前回議事録の報告についてでございますが、お手元に配付の議事録のとおりでございます。委員各位におきましてご覧いただき、異なるところがありましたら事務局までご連絡をお願いしたいと思います。 ~~~~~
今宿 教育長	日程4 経過報告 続きまして、日程4の経過報告に移させていただきます。 (経過報告)
今宿 教育長	以上、経過報告でございました。ただいまの経過報告につきまして、

	ご質問等ございましたらお願いをいたします。 (なし) よろしいでしょうか。それでは進めさせていただきます。 ~~~~~
今宿 教育長	
今宿 教育長	日程 5 議第 3 号 工事請負契約について(町民会館わたむきホール虹特定天井耐震改修工事) それでは、続きまして日程 5 の議事に入ります。 「議第 3 号 工事請負契約について(町民会館わたむきホール虹特定天井耐震改修工事)」を議題といたします。事務局から提案説明をお願いいたします。 (提案説明)
今宿 教育長	以上、提案説明がございました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
西村 委員	質問でございますけれども、私の思い違いでしたらお許しいただきたいのですが、この予算のことなんですけれども、これは令和 2 年の当初予算で 9,200 万円、1 2 月の議会での補正で 9,800 万円で、合計 1 億 9,000 万円になるのですけれども、議決されている分というのはそれなんですか。
吉澤 課長	ただいまご質問いただきました予算との関係でございます。今回の契約額につきましては 1 億 8,590 万円ということでございますが、これの全体的な予算の組み方といたしましては、1 2 月議会で議決いただきました 9,800 万円と債務負担行為で 1 億 5,000 万円を 1 2 月議会の補正予算で議決いただきまして、2 つ合わせました約 2 億 5,000 万円を全体の工事費という形で見ておりました。 債務負担行為というのは翌年度の予算を確保するということでございまして、これを議決いただいたことで、2 億 5,000 円万円までの契約行為ができるということでございますので、令和 2 年度分でお支払いする分については 1 2 月議会で議決いただいた 9,800 万円から支出をするということになってございますので、よろしくお願いいたします。

西村 委員	当初予算に計上された委託料は、指定管理者へ支払う分でしたね。それを失念しておりました。工事費については、12月に9,860万5,000円という補正で出ておまして、その時に総額2億5,000万云々というご説明を頂戴しておりました。失礼いたしました。	
今宿 教育長	ほかにご意見ございませんでしょうか。 (なし)	
今宿 教育長	それでは、ほかに質問・ご意見もないようですので、承認することとしてよろしいでしょうか。 (異議なし)	
今宿 教育長	ありがとうございます。それでは、「議第3号 工事請負契約について（町民会館わたむきホール虹特定天井耐震改修工事）」を承認することといたします。 ~~~~~	
	<table><tr><td>日程5 議第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</td></tr></table>	日程5 議第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程5 議第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
	<table><tr><td>日程5 議第5号 日野町学校運営協議会規則の制定について</td></tr></table>	日程5 議第5号 日野町学校運営協議会規則の制定について
日程5 議第5号 日野町学校運営協議会規則の制定について		
今宿 教育長	続きまして、「議第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。 (提案説明)	
今宿 教育長	提案説明がございました。ご質問等ございましたらお願いをいたします。	
谷 委員	学校運営協議会委員さん、10名程度とおっしゃいましたが、これは町で10名でなくて、各学校で10名ということですか。	

小椋 参事	学校運営協議会というのは、お手元にカラー刷りのリーフレットを用意していただいておりますが、各学校に設置する協議会でございます。校長の任命によって集まっていたいただいた方々に、学校運営に必要な支援に対する協議をしていただく委員です。ですから、町全体で 10 名ではなく、各学校に 10 名程度までということで考えております。
西村 委員	私、ただいまご提案いただいたことについてですけれども、次に議題にあがっておりますコミュニティ・スクールの部分の規則は新しく制定されるということですね。提案の順序からいうと、先にそれを議決してからでないと、そもそも、これをご提案いただくのは前後の関係がおかしいように思います。ただ、先の分については条例で、かなり「位」が高いわけですね。そのあとに次は「規則」だから、そういう建て前からこういう形でご提案いただいたと私はそう理解しているのですけれども、ただ何となく解せないのですよ。 というのは、あとの議案が当然議決されるものだというふうな前提でしていただくのも、ちょっと、気持ちの上で落ち着かないのですね。そういう意味では、あとの議案は先に審議して、十分納得したうえで今の議案が審議された方がいいと思います。
吉村 参事	ご意見ありがとうございます。一般的な感覚として、ルールが決まっていらないのにお金の額だけ先に決めて大丈夫かということだと思います。 おっしゃるように、条例というのは町の最上法規でございますので、条例で定める額をご審議をいただく際に、まず組織や会がどういったものかをご理解いただいたうえで額をお決めいただく。そして、そのあとにその会議に関する規則について内容をご審議いただくという、提案のスタイルのようなものがございますので、今回、このような形で提案させていただいたものでございます。この議案が、否決をされますと、そもそも協議会の規則についてもご審議いただくのはどうかなという話にもなってまいります。ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
西村 委員	「ニワトリが先か、卵が先か」というような、ちょっと素人的な感覚で申し上げましたが、ご理解いただければと思います。
今宿 教育長	次の説明をしていただいた中で、いくつかご質問いただいたり、ご理

	解いただく部分あるかと思しますので、そのあと、ただいまの４号議案・５号議案をあわせてお諮りするということに進めさせてもらってよろしいでしょうか。 (はい)
今宿 教育長	それでは、「議第５号 日野町学校運営協議会規則の制定について」の説明をまずお願いしたいと思います。 (提案説明)
今宿 教育長	学校を取り巻く環境は、この間いろいろと変遷してきています。以前は、学校のしていることはなかなか見えないし、教育は学校にお任せというような状況もありました。その後、垣根の低い学校、地域に開かれた学校という言葉を含言葉にして、学校の取り組み、教育内容や子どもたちの様子などを広く保護者、地域の方々にもお知らせしていこうという動きが出てきました。さらに学校評議員制度により、校長の考える学校経営等について、評議員さんにご意見をいただいたり、また学校評価等の結果から、今後の望ましい学校の進め方等についても参考にし教育を進めるようになっていきます。 さらには学校の教育活動の中に、地域の方々に積極的に関わっていただいて、ともに活動し、子どもも地域の方々もともに活性化する活動に取り組んでいます。この「地域学校協働活動」に「ふるさと絆学習」というネームをつけてきました。今後は、学校が育てたい子どものイメージを出し、地域からは、この地域でこんな子どもに育てほしいという思いを出し合うこと、これを「熟議」と表現しますが、この「熟議」により、情報を共有して、こんな子どもに育てたい、育てほしい、そのためにはこんな学校をつくりたい、そのために何をしようかと、学校と地域がそれぞれ主体となって熟議をしていくことが必要となっています。それぞれの立場での考えを出し合って、一緒に実現のために実行する、協働するということを目指しているものでありまして、子どもにとっても、教師にとっても、保護者にとっても、そして地域の方々にとっても、プラスになり、魅力がある活動にするという思いで、「ふるさと絆学習」を一步進めていこうという取組でございます。 そのためにはしっかりと協議をし、理解するということが必要ですので、先ほどロードマップを示しました。来年はコミュニティ・スクール

谷 委員	とはどんなことをするのかという学習をしながら、自分たちの学校はいつどんなことができるのかという協議をしていきたいと考えています。 既にある幼稚園の評議員さんと言われる方たちと、小学校の評議員さんと言われるメンバーというのは、ほぼほぼ同じ方がやっておられますよね。南比ではそんなような感じだったかと記憶しているのですけれども、今度新たにコミュニティ・スクールの運営協議員さんなるものが新設されたとして、選ばれる、任命されるであろう方たちはかぶってくるメンバーさんになるようなイメージなんですかね。
小椋 参事	学校の、特に小さな学校については、委員さんも同じような方をお願いしていることが確かに多いのではないかと思います。かぶってくるといようなことがあるかも知れないとは思いますが、コミュニティ・スクールのための学校運営協議会の委員さん、協議会というのは合議体であるというところが一番違うところです。評議員さんはご意見を聴取する、ありがとうございますという感じですが、一緒になって考えていただいて承認を得るという形ですので、権限がだいぶ違うかと思います。説明にはなっていないかも知れませんが、やはりそういう、校長が頼りにしたいと思う人材は、同じ方になる可能性は高いと思います。
西村 委員	非常に重要な提案をしていただいているわけでございまして、私もいろいろ考えてみたり、ネットを調べたりしたのですけれども、意見とか質問がございます。 1つは、今なぜ必要かと。これは2004年に制度ができて、そのあと、つい最近の2017年、学習指導要領等の改訂等に伴って少し中身が変わったようでございますけれども、スタートしてから長い年月を経ているわけですね。しかし現在、全国的には50%にもいっていないのではないかと、ただ滋賀県は進んでいると聞いておりますし、山口県は100%と聞いていますが、今なぜ必要なのかなという思いは、ただいまのご説明なり、いろんなものを見ても、ほぼわかったのかなという感じで、十分確信にまではなりません。 理由は、この運営協議会というのは、責任を持って学校を運営していくということで、責任がある組織ですね。そこは今まで、「開かれた…」とかいろいろ言っていて、あるいは「住民の方々と…」と言っていて、先ほどおっしゃったように、意見を聞くとか、そういう点であったものが、実際に運営に参加するということになってまいりますと、そもそも

	の責任はその組織にあるということになってまいりますので、質的に変わる面がございますね。 そういうことでは、今なぜ必要かなということでは、もうひとつ私自身は確信にはなっておりませんが、ただ、こういう時期にこういうことを検討して前に進むことも必要なのかなとも思いつつ、あれこれ考えております。 2つは、法制度がいろいろ、地教行法があり、学校教育法とか、社会教育法とか、いろんなものが現場に来ておりますね。例えば先ほどおっしゃった学校評議員というのは学校教育法、ふるさと絆学習の地域学校協働は社会教育法だとか、今のはまた地教行法だとか、それぞれの中でいろんな制度が、複数のものが並立している状態で、見てわかりにくいなという思いもするのですけれども、その中で今ある評議員については、これがスタートした暁には、解消されていくということになるわけですね。それは理解しました。 もう1つは、この運営協議会、第2条で目的というか趣旨、これは学校の運営の改善、それと児童生徒の健全育成、これが並立的に目的とされていると、こういう理解でいいのでしょうか。両方が目的になっているわけですね。 3つ目は、第3条の但し書き、これは何を想定してそういう規定になっているのかということをお聞きしておきたいと思います。これは2つ以上の学校が運営に関して、1つの協議会でいくということがうたわれております。これは日野の実情から考えてそういうことが起こり得るということを考えて、こういう条文が入っているのかどうかということがあります。 それから次は第4条の第3項、カリキュラムマネジメントといわれている「教育課程の編成」ですね。これはこの運営協議会の中で大事な部分で、地域でつくっていく学校と言った時に、それならどういうふうにつくっていくのかと言ったら、ここに集約されるのではないかと思います。これは生命線だと思っております。社会に開かれた、いわゆる地域とともにある中で、教育課程は、南比都佐は南比都佐、西大路は西大路、また日野は日野と、それぞれに特色を活かして住民の方とともに学校を運営していくための、ここが非常に重要になってくると考えております。 それから、第6条の学校評価については理解しました。 もう1つは、学校運営の改善と児童生徒の健全育成の2つが「趣旨」ですが、関連して、学校を元気にするのと、もう1つは地域を元気にす
--	---

小椋 参事	る。その辺のところがどうなのかなということですので、日野の場合は、核となっているのが、確かに小学校は地域の中心ですけれども、同時に公民館というのがある、地域の生涯学習の拠点になっているわけですね。「地域が元気に」と言った時に、どっちかにしないといけないという定義づけをする必要はないと思うのですけれども、私たちの頭の中でどう整理したらいいのかなと思います。 最後、まとめになりますけれども、住民が運営に参画するということになれば、いろんな要素が入ってくるので、社会のいろんなことが、運営協議会のテーブルに乗っていくことになります。今まで純粋に学校としてこうやっていきたいという部分と、どうしても、必ずしも同じ方向性を向いてうまくいくことばかりではありませんから、現実問題として私はいろんなことが起こってくるであろうと想定するのですけれども、それであって当然だとも思うのです。 それはそれでお互いに、それこそ熟議の中で方向を見つけてやっていくということになるのでしょうけれども、その辺はどう考えておられるのか、聞かせていただければありがたいと思います。 まず、今なぜ必要かということですが、今おっしゃいましたように、滋賀県のコミュニティ・スクール化は60%に届かないくらいです。先日、会合に出席させていただいた時の説明では令和3年度末には60.7%くらいに県で達すると聞いております。 29年に地教行法が改正された時に、それまでは「さらなる設置の促進が必要」というふうに定められていたのが、「協議会の設置努力義務を課す」ということになって、全体的にアクセルが踏まれて、滋賀県の中でもコミュニティ・スクール化する市町が増えてきました。 今なぜ必要かということは、やはり学校だけで解決することができない課題、家庭だけでは解決することができない課題、地域だけでは解決することができない課題、複雑な課題がいろいろある中で、そういうことを互いに申し合って、みんなで力を合わせてやっていけばいいということで、この制度をうまくこのタイミングで活かしていけばいいなということをお私個人は考えております。 責任のある組織への質的な変化ということで、どういう方に委員をお願いするのかとか、どういうことを話し合っていくのかということから、産みの苦しさは相当あるだろうと考えています。 なお、趣旨のところに「学校経営の改善」という部分と、「児童生徒の健全育成に取り組む」という部分、その2つの狙いがあるとおっしゃ
-------	---

吉澤 課長	っていただきましたが、まさにそのとおりです。ただ、コミュニティ・スクールには学校と地域がお互いに、どちらも得をする組織、Win-Win（ウィンウィン）の関係でないといけないので、従来から日野町が大事にしてこられた公民館活動などとうまく連携を取っていくことが大事です。この運営協議会の委員の皆さんには、公民館活動などに参画いただいている方などに参加いただくことがとても大事ではないかなと思います。 なお、「教育課程の編成について」が一番肝になる部分であろうというご指摘ですが、自分たちの学校の課題は何か、子どもが減ってきて登下校の見守り等がすごく心配になってきたとか、制服などを見直そうということをやっておられる学校もありますし、防災に力を入れていこうとか、そういった部分で、うちの学校には総合的な学習の時間などを使ってこういうところに力を入れてやってほしいということをご提案いただいたり相談したりして、教育課程を編成していくというのが大事なことでないかなと思います。 幸い、日野町の各小学校にはそれぞれこれまでの取り組みの成果があります。例えば日野小学校でしたら、地域のお祭りの文化を今後どう継承していこうかというのが地域の課題でもあるかと思います。南比都佐小学校でしたら、遠いところから少ない人数で通う子どもたちを、地域でどうやって守っていったらいいだろうとか、そういったことを相談して熟議していくことになるのではないかと思います。 また、通学合宿とかで公民館の方が中心に学校の教育の内容に助言・応援をいただいているところとか、さらにふるさと絆学習の部分が発展していけばいいなと思っております。 2つ以上というのは、地教行法の改正に時に、小・中の一貫教育など2つ以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、「2以上の学校において1の協議会を置くことができる。」という定めにあって、前は「学校ごとに」ということだったのですが、小学校・中学校の連携とか、そういうことを意識した表現で、具体的に2つの学校を1つにとり、そういうことが考えられているわけではありません。以上です。 西村委員さんからご意見をいただいた中で、法体系のお話がございまして、社会教育法の中で地域学校協働活動推進員を置くことができるという中で、「……地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他援助を行う。」
-------	--

今宿 教育長	というふうな、推進員さんの任務と言いますか、そういったことが書かれてございます。 日野町では長きにわたり学社連携という形で、学校教育と社会教育が連携した中でやっていくべきだということが言われてきた中で、なかなかそこができてこなかったところです。最近、地域学校協働活動という事業の中で、推進員さんを中心に地域の方が学校の中へ入っていただく、子どもたちも地域に出ていくというふうな、よい部分での活動が進められてきているという状況でございまして、これは社会教育としても一層進めていく必要があると考えてございます。 それともう1点、これを申し上げますと、お金のためだけかというふうに思われる可能性があるかも知れませんが、語弊を生まないような考え方というふうには思っていたきたいのですけれども、地域学校協働活動を進めてきた中で今年度からコミュニティ・スクールの導入を検討していない、またはしないという市町に対しての地域学校協働活動の補助金が出なくなるという国の方針が今年度から出ております。今年度は「検討を進める」という中で補助金をいただいております。国3分の1、県3分の1、町3分の1の補助金枠があるわけですが、今後導入しないという方向性になりましたらこの補助金なくなることになります。これだけのためにコミュニティ・スクールを考えているというわけではございませんので、そこだけは申し上げておきたいと思っておりますけれども、そういった全国的な流れもあるということだけ申し上げておきたいと思っております。 このコミュニティ・スクールの但し書きにある部分、「学校経営計画に関すること、学校支援に関すること」、これは受け入れやすいことと思っておりますけれども、「学校の教職員の人事に関すること」という文言により、人事に関することを地域の人にご意見をいただいて、校長や学校の教育を縛ってしまうということになるのではないかと心配の声もあって、なかなか、すぐに取り組むことはできなかったということがあります。 また、日野町は公民館の活動を大事にしていますので、公民館こそがまちの核となってまちづくりを進めているという見方もあります。コミュニティ・スクールに先進的に取り組んでおられる学校の成果や、課題について検証を重ねてきた中で、その理念をしっかりと理解していきながら、社会課題に対し、学校・地域・家庭それぞれが役割をしっかりと受け止めながら、子どもたちをどう育てるのか熟議し、知恵を出し合うよう
---------------	--

	なものにしなければならないと思います。「ふるさと絆学習」も学校教育・生涯学習で一緒にやっという進めてきております。そうした意識を持っていくような体制をつくり、準備期間を令和3年としています。教育課程の編成については、あくまで主体はどこかというところもしっかりと持っていきながら進めていく必要があります。
西村 委員	いろいろとご説明いただきまして、ありがとうございます。地域が学校を支えて、地域が学校を育てるという考え方は、私は大変いいことだと思いますし、それがうまく進むことを願っています。
今宿 教育長	順番が変わるわけですが、承認をいただきたいと思います。 まず、「議第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご承認いただけますでしょうか。 (異議なし)
今宿 教育長	ありがとうございます。それでは承認いただいたということにさせていただきます。 続きまして、「議第5号 日野町学校運営協議会規則の制定について」を承認いただくことができますでしょうか。 (異議なし)
今宿 教育長	ありがとうございます。 それでは、承認をさせていただくということで、よろしく願いいたします。 ~~~~~
今宿 教育長	日程5 議第6号 令和2年度日野町一般会計補正予算(第9号)(教育費)について 次に、「議第6号 令和2年度日野町一般会計補正予算(第9号)(教育費)について」を議題といたします。学校教育課から順次説明をお願いいたします。 (提案説明)

今宿 教育長	それでは、令和２年度の一般会計の補正予算について説明をさせていただきましたが、ただいまの説明に関しましてご質問はございませんでしょうか。 (なし)
今宿 教育長	よろしいでしょうか。それでは、「議第６号 令和２年度日野町一般会計補正予算（第９号）（教育費）について」を承認することといたします。 ~~~~~ 日程５ 議第７号 令和３年度日野町一般会計予算（教育費）について
今宿 教育長	続きまして、「議第７号 令和３年度日野町一般会計予算（教育費）について」を議題といたします。学校教育課から順次説明をお願いします。 (提案説明)
今宿 教育長	ありがとうございます。大変長時間説明させていただきました。令和３年度一般会計予算について、説明させていただきましたが、ご質問、ご意見ございましたら、お出しいただきたいと思います。
西村 委員	丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございました。基本的な、イロハのイのようなことをお尋ねして恐縮なんですけど、人件費の給与費について、報酬と給料はどう違うのか、教えていただけますか。会計年度任用職員でも、給料というのがありますね。正規職員は全部、給料ですね。非正規の方で給料と報酬に分かれている理由は何なんですか。
宇田 課長	会計年度任用職員の中で、フルタイムで来てもらっている方とパートタイムの方がいますが、フルタイムの方は給料です。
西村 委員	わかりました。今の説明で了解いたしました。 もう１つは、その他の特別職というのは、人員がものすごく減っているでしょう、これは何なんですか。76 ページ、前年度と比べるとすごく

	減っていますね、181 人とか。前年度も減っているのですよ。何かルールが変わったのでしょうか。
吉村 参事	給与費明細にございます「その他の特別職」の人数の減少についてお尋ねいただきました。 教育委員会の方でその他の特別職として特に大きな減少は見込んでおりません。町長部局も含め全体で管理をしていただいている部分でございますので、総務課で確認させていただきたいと思います。
今宿 教育長	ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。 (なし)
今宿 教育長	ありがとうございます。それでは、ほかに関心・ご意見がないようでございますので、承認することとしてよろしいでしょうか。 (異議なし)
今宿 教育長	それでは、「議第 7 号 令和 3 年度日野町一般会計予算（教育費）について」を承認することといたします。 ~~~~~
今宿 教育長	日程 6 今後の予定 続いて、日程 6 の今後の予定を、学校教育課から順次、ピックアップして説明をお願いいたします。 (説明)
今宿 教育長	以上でございます。ご質問等ございましたらお願いいたします。
谷 委員	卒園式・卒業式のことなんですけれども、今年度も保護者さん向けにご案内をしていただいていると思うのですが、「感染症対策でマスク着用」とか、そういうことは案内に書いていただいていたかと思うのですが、保護者さん、ご両親で参加とかいうのもいいんですか。 ところによっては片親だけとか制限されているところもありますけれども、日野町としてはその一文というか、「ご両親でどうぞ」と

	か「片親でお願いします」とか、そういうのはなかったので、ひょっとしたら、行っていいのかなと思われている保護者さんがいるのやもと、ふと思ったので、今度の入学式の時もそうですけれども、その一言があった方がいいのかなと思いました。
小椋 参事	特に人数が多くなります中学校は、明確に、「一家庭お一人でお願いします」という記載があるかも知れないですけれども、それは学校の規模に応じて各学校で判断していることですので、「一家庭お一人で」ということがなければ、二人で行っていただいてもいいと理解していただいて構わないと思います。
今宿 教育長	よろしいでしょうか。コロナ禍ではありますけれども、卒業式等大きな行事がございます。何とかスムーズに実施できるようにと願っているところでございます。よろしく願いをいたします。
吉村 参事	先ほどの人件費の「その他の特別職」の人数が減っている理由を、総務課に確認してまいりました。 実は国勢調査の関係がなくなったので、指導員等の人数が大きく減りましたということで、その影響が大きいと。また、さらに国の指定統計の工業統計調査の調査員さんも令和3年度はないということで減っております。あわせて、第6次総合計画の審議会委員さんについてもお願いすることがなくなったので減じているということでございます。選挙の関係もありますが、大きくは国勢調査・工業統計調査・総合計画の関係ということでございます。説明がすぐにできず、申し訳ございませんでした。 ~~~~~
今宿 教育長	日程7 その他 それでは、続きまして日程7のその他に移らせていただきます。順次説明をお願いします。 ~~~~~
今宿 教育長	日程8 閉会 長時間、大変ありがとうございました。以上をもちまして2月の定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

	(閉会)
--	------